

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

## 広島県人事委員会規則第二十六号

### 短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める

#### 規則

##### (趣旨)

第一条 この人事委員会規則は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第十七条第一項及び第二項の規定に基づき、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）第一条に規定する短時間勤務会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定めるものとする。

##### (一週間の勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分未満の範囲内で、任命権者が定める。

##### (勤務時間の割振り)

第三条 任命権者は、職員の勤務時間の割振りを定める場合には、勤務しない日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）を一週間につき一日以上（職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、四週間ごとの期間につき四日以上）設けるものとする。

2 任命権者は、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、勤務時間の割振りを別に定めることができるものとする。  
(休憩時間)

第四条 条例第六条（第二項を除く。）及び職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号。以下「勤務時間規則」という。）第四条の三の規定は、職員について準用する。

##### (正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第五条 条例第七条（第一項ただし書及び第三項ただし書を除く。）の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第一項中「第二条から第五条まで」とあるのは、「短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十六号）第二条及び第三条」と読み替えるものとする。  
(時間外勤務を命じることができる限度時間等)

第六条 勤務時間規則第五条の二の規定は、職員について準用する。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第七条 条例第八条の二並びに勤務時間規則第五条の六第二項から第四項まで及び第五条の七から第五条の九までの規定は、職員について準用する。

(休日)

第八条 任命権者は、休日(条例第十条第一項の休日をいう。以下同じ。)については、職員に勤務時間を割り振らないものとする。ただし、職務の性質により休日に勤務する必要のある職員については、この限りでない。

(年次有給休暇)

第九条 年次有給休暇は、一の会計年度ごとにおける休暇とし、その日数は、所定の勤務日数及び一の会計年度において引き続き在職する期間(以下「在職する期間」という。)に応じて、一の会計年度において別表第一のとおりとする。

2 前会計年度から引き続き任用される場合における当該会計年度の年次有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、一の会計年度において、在職する期間を十二月とみなして前項の規定を適用して得られる日数とする。

3 前二項の規定にかかわらず、会計年度任用の職以外の職(以下この条において「前職」という。)にあつた者が引き続き職員として新たに任用される場合における当該会計年度の年次有給休暇の日数は、第一項又は前項の規定により付与することとなる日数に前職の退職時における年次有給休暇の残日数(当該日数が二十日を超える場合にあつては、二十日)を加えた日数とする。

4 前項の規定により算定された年次有給休暇の日数が、前職の退職時における年次有給休暇の残日数を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、当該会計年度の年次有給休暇の日数は、前職の退職時における年次有給休暇の残日数とする。

5 次の各号に掲げる職員が会計年度の中途において引き続き職員として新たに任用される場合における当該会計年度の年次有給休暇の日数は、前各項の規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 当該会計年度におけるその職員の任期を通算した期間を在職する期間として第一項の規定を適用して得られる日数(前会計年度から引き続き任用されている職員にあつては、第二項の規定を適用して得られる日数)から、その職員が当該会計年度において使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

二 次条の規定により年次有給休暇を当該会計年度の前会計年度から繰り越した職員 同条の規定により当該会計年度の前会計年度から繰り越した年次有給休暇の日数に第二項の規定を適用して得られる日数を加えて得た日数から、その職員が当該会計年度において使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

三 当該会計年度において第三項の規定により年次有給休暇を付与された職員 当該会計

年度におけるその職員の任期を通算した期間を在職する期間として第一項の規定を適用して得られる日数（前会計年度から引き続き任用されている職員にあっては、第二項の規定を適用して得られる日数）に前職の退職時における年次有給休暇の残日数（当該日数が二十日を超える場合にあっては、二十日）を加えて得た日数から、その職員が当該会計年度において使用した日数を減じて得た日数

四 当該会計年度において前項の規定により年次有給休暇を付与された職員 前職の退職時における年次有給休暇の残日数に引き続き職員として新たに任用される期間を在職する期間として第一項を適用して得られる日数（前会計年度から引き続き任用されている職員にあっては、第二項の規定を適用して得られる日数）を加えて得た日数（当該日数が四十日を超える場合にあっては、四十日）から、その職員が当該会計年度において使用した日数を減じて得た日数

第十条 当該会計年度に職員として任用された者が引き続き翌会計年度に新たに職員として任用された場合においては、年次有給休暇（この条の規定により繰り越されたものを除く。）は、前条の規定により定められたその者の当該会計年度における年次有給休暇の日数（当該日数が二十日を超える場合は、二十日）を限度として、当該会計年度の翌会計年度に繰り越すことができる。

第十一条 年次有給休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 一時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数  
二 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員 一日についてその者に割り振られた勤務時間のうち最大の時間数

4 第三条第三項の規定により職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員のうち、一回の勤務に割り振られた勤務時間が七時間四十五分を超える勤務のあるものの年次有給休暇の単位について、第一項の規定により難い事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の定めをすることができる。

第十二条 勤務時間規則第十二条の規定は、職員について準用する。  
（特別休暇）

第十三条 任命権者は、職員（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める職員）に対し、次の表の上欄に掲げる場合において職員が勤務しないことが相当であるときには、それぞれ同表の下欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。

一 次の表第十七号の上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員

- イ 一週間の勤務日の日数が三日以上
- ロ 一年間の勤務日の日数（在職する期間が一年に満たない場合にあつては、所定の勤務日数を一年当たりに換算した日数。以下同じ。）が百二十一日以上
- 二 次の表第十八号の上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員
  - イ 一月の勤務日の日数（勤務日が月以外の期間によって定められている場合にあつては、所定の勤務日数を一月当たりに換算した日数。以下同じ。）が二十日以上
  - ロ 一月の勤務時間（勤務時間が月以外の期間によって定められている場合にあつては、所定の勤務時間数を一月当たりに換算した時間数。以下同じ。）が百十六時間十五分以上

休暇を受ける場合	期間
一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による交通遮断	その都度必要と認める時間
二 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断	右に同じ
三 風水震災火災その他の天災地変により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	一週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
四 その他交通機関の事故等の不可抗力による場合	その都度必要と認める時間
五 裁判員（裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員を含む。）、検察審査員（補充員を含む。）、証人、鑑定人又は参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	右に同じ
六 選挙権その他公民としての権利の行使	右に同じ
七 所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	右に同じ
八 負傷又は疾病（予防接種による著しい	一の会計年度において別表第二に定め

<p>発熱等の場合を含む。）</p>	<p>る期間の範囲内で医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間</p>
<p>九 妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関内又は原動機付の交通用具（勤務時間規則第十条第一項の表第十一号に規定する人事委員会が定めるものに限る。）による通勤経路の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日を通じて一時間を超えない範囲内で必要と認める時間</p>
<p>十 女子職員の生理</p>	<p>二日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間</p>
<p>十一 職員の結婚</p>	<p>七日を超えない範囲内においてあらかじめ必要と認める期間</p>
<p>十二 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十条又は第十三条の規定による妊娠中又は出産後一年以内の女子職員の受ける保健指導又は健康診査</p>	<p>妊娠二十三週（第六月末）までは四週間に一回、妊娠二十四週（第七月）から妊娠三十五週（第九月末）までは二週間に一回、妊娠三十六週（第十月）から出産までは一週間に一回、出産後一年まではその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いづれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認める日又は時間</p>
<p>十三 職員の親族（勤務時間規則別表第三の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>勤務時間規則別表第三に定める期間内において必要と認める期間</p>
<p>十四 職員が検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十六条第二項に規定する停留の対象となつた場合</p>	<p>停留期間</p>
<p>十五 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（出勤することが著しく困難であると認められる場合に限る。）</p>	<p>当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた期間及び感染症の感染の防止に必要な協力を求められた期間（出勤することが著しく困難であると認められる期間に限る。）</p>
<p>十六 市町村の非常勤の消防団員としての</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>



<p>職を兼ねている職員が、火災等の災害出動、演習、訓練等の消防団活動を行う場合</p>	
<p>十七 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話を行うことをいう。以下この項において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子の看護のため）、又は義務教育終了前の子を養育する職員が当該義務教育終了前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>ロ 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話</p> <p>ハ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p>	<p>一の会計年度において五日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、義務教育終了前の子を二人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子の看護又は当該義務教育終了前の子についてイからハまでに掲げる事項を行うために五日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</p>
<p>十八 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の会計年度の七月から九月までの期間内における、勤務しない日を除いて原則として連続する三日（一週間の勤務日の日数が四日以下の職員にあっては、二日）の範囲内の期間</p>

- 2 任命権者は、職員（次の表第四号の上欄に掲げる場合にあっては、次の各号のいずれかに該当する職員）に対し、同表の上欄に掲げる場合において職員が勤務しないことが相当であるときには、それぞれ同表の下欄に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。
- 一 一週間の勤務日の日数が三日以上
  - 二 一年間の勤務日の日数が百二十一日以上

休暇を受ける場合	期間
一 職員の出産	<p>出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合は十四週間）前の日から出産の日後八週間（出産の日以前の期間が六週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない期間を八週間に加算した</p>

	期間)を経過する日までの期間内に いて必要と認める期間
二 妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障 害(つわり又は悪阻)により勤務するこ とが困難と認められる場合	その都度必要と認める期間
三 職員の生後満一年六月に達しない子の 養育(男子職員にあつては、その配偶者 が当該子を養育できる場合を除く。)	一日二回(勤務時間が四時間以下の日 にあつては、一回)、それぞれ四十五 分
四 要介護者の介護その他の勤務時間規則 第十条第一項の表第十六号に規定する人 事委員会が定める世話をを行う職員が、当 該世話をを行うため勤務しないことが相当 であると認められる場合	一の会計年度において五日(要介護者 が二人以上の場合にあつては、十日) を超えない範囲内で必要と認める日又 は時間

3

当該会計年度においていずれかの職に任用されていた者が当該会計年度の中途において  
同一の任命権者により職員として新たに任用される場合における職員として新たに任用さ  
れる期間について第一項の表第八号、第十七号及び第十八号並びに前項の表第四号の規定  
を適用するときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同  
表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の 表第八号	別表第二に定める期間
第一項の 表第十七 号	別表第二に定める期間から、当該会計年度にお いてこの号に規定する特別休暇、勤務時間規則 第十条第一項の表第八号に規定する休暇又はこ れらに準ずる休暇の承認を受けた日数を減じた 期間(当該承認を受けた日数が別表第二に定め る期間を上回る場合は、零日とする。)
第一項の 表第十八 号	五日を加えた日数から、当該会計年度において この号に規定する特別休暇、勤務時間規則第十 条第一項の表第十五号に規定する休暇又はこれ らに準ずる休暇の承認を受けた日数を減じた期 間(当該承認を受けた日数が十日を上回る場合 は、零日とする。)

前項の表 第四号	十日)	数が四日以下の職員にあつては、二日)を上回る場合は、零日とする。)
	十日)から、当該会計年度においてこの号に規定する特別休暇、勤務時間規則第十条第一項の表第十六号に規定する休暇又はこれらに準ずる休暇の承認を受けた日数を減じた期間(当該承認を受けた日数が五日(要介護者が二人以上の場合にあつては、十日)を上回る場合は、零日とする。)	

4 前三項の表の期間中、時間数、日数、週数及び年数中には、休憩時間及び勤務しない日を含むものとする。

第十四条 特別休暇は、その期間が日、週又は会計年度をもって規定されたものであつても、一時間を単位として受けることができる。

2 前条第一項の表第八号及び第十七号並びに同条第二項の表第四号に規定する特別休暇(以下「特定休暇」という。)の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数のすべてを使用することができる。

3 一時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

- 一 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数
- 二 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員 一日についてその者に割り振られた勤務時間のうち最大の時間数

(介護休暇)

第十五条 介護休暇は、次の各号のいずれにも該当する職員が要介護者(条例第十四条第一項第一号の要介護者をいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 一 次のいずれかに該当すること。
  - イ 一週間の勤務日の日数が三日以上
  - ロ 一年間の勤務日の日数が百二十一日以上
- 二 引き続き任用された期間(会計年度任用の職以外の職に任用された期間を含む。次条第一項第二号において同じ。)が一年以上であること。
- 三 指定期間(次項に規定する指定期間をいう。)の初日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までに任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと。

2 介護休暇の期間は、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間(次条第二項において「指定期間」という。)内において、一日又は一時



間を単位（一時間を単位とするときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて四時間以内とする。）として必要と認められる期間とする。

- 3 職員が会計年度任用の職以外の職に任用された期間において条例第十四条第一項第二号に規定する第一号介護休暇又はこれに準ずる休暇（以下「第一号介護休暇等」という。）の承認を受けた要介護者が介護を必要とする一の継続する状態についての前項の規定の適用については、同項中「三回」とあるのは「三回から第一号介護休暇等の承認に係る回数を減じた回数」と、「九十三日」とあるのは「九十三日から第一号介護休暇等の承認に係る日数を減じた日数」とする。

（介護時間）

第十六条 介護時間は、次の各号のいずれにも該当する職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 一 次のいずれかに該当すること。
    - イ 一週間の勤務日の日数が三日以上
    - ロ 一年間の勤務日の日数が百二十一日以上
  - 二 引き続き任用された期間が一年以上であること。
  - 三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である日があること。
- 2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて当該日に係る所定の勤務時間の時間数から五時間四十五分を減じた時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員又は第十三条第二項の表第三号に規定する休暇（以下「育児休暇」という。）を承認されている職員にあっては、当該時間から当該部分休業及び育児休暇の承認に係る時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。
  - 3 職員が会計年度任用の職以外の職に任用された期間において条例第十四条の二第一項に規定する介護時間又はこれに準ずる休暇（以下「条例第十四条の二第一項に規定する介護時間等」という。）の承認を受けた要介護者が介護を必要とする一の継続する状態についての前項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは「三年から条例第十四条の二第一項に規定する介護時間等の承認に係る期間を減じた期間」とする。

（特別休暇等の承認）

第十七条 特別休暇、介護休暇及び介護時間については、次条から第二十条までに定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（特別休暇の請求）

第十八条 勤務時間規則第十三条の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第二項中「週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日」とあるのは、「短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇

に関する基準を定める規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十六号）第三条第一項の勤務しない日」と読み替えるものとする。

（介護休暇の請求）

第十九条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに任命権者に請求しなければならない。  
 2 職員は、介護休暇を請求しようとする場合において、任命権者から求められたときは、その事由を確認することのできる証明書類を提出しなければならない。

（介護時間の請求）

第二十条 介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の請求について準用する。

附 則

この人事委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第九条関係）

所 定 の 勤 務 日 数	
一週間の勤務日の日数	五日以上
一年間の勤務日の日数	四日 二百七十九日から二百六十六日まで
	三日 二百二十一日から二百六十八日まで
	二日 七十三日から二百一十日まで
	一日 四十八日から七十日まで
十一月を超え十二月以下	二十日
十月を超え十一月以下	十八日
九月を超え十月以下	十七日
八月を超え九月以下	十五日
七月を超え八月以下	十三日
六月を超え七月以下	十二日
五月を超え六月以下	十日
四月を超え五月以下	八日

在職する期間

三月を超え 四月以下	七日	五日	四日	三日	一日
二月を超え 三月以下	五日	四日	三日	二日	一日
一月を超え 二月以下	三日	三日	二日	一日	一日
一月以下	二日	一日	一日	一日	〇日

備考 この表において、一週間の勤務日の日数が「五日以上」の場合には、一週間の勤務日の日数が四日以下であつて、かつ、一月の勤務日の日数が二十日以上又は一年間の勤務日の日数が二百十七日以上である場合を含むものとする。

別表第二（第十三条関係）

職	員	期 間
一 次のいずれかに該当する職員 イ 一週間の勤務日の日数が五日以上 ロ 一年間の勤務日の日数が二百十七日以上		十日
二 次のいずれかに該当する職員（前号に掲げる職員を除く。） イ 一月の勤務日の日数が二十日以上 ロ 一月の勤務時間が百十六時間十五分以上		
三 次のいずれかに該当する職員（前号に掲げる職員を除く。） イ 一週間の勤務日の日数が四日 ロ 一年間の勤務日の日数が百六十九日から二百十六日まで		七日
四 次のいずれかに該当する職員（第二号に掲げる職員を除く。） イ 一週間の勤務日の日数が三日 ロ 一年間の勤務日の日数が百二十一日から百六十八日まで		五日
五 次のいずれかに該当する職員（第二号に掲げる職員を除く。） イ 一週間の勤務日の日数が二日 ロ 一年間の勤務日の日数が七十三日から百二十日まで		三日
六 次のいずれかに該当する職員（第二号に掲げる職員を除く。） イ 一週間の勤務日の日数が一日 ロ 一年間の勤務日の日数が四十八日から七十二日まで		一日